

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例（平成18年12月28日京都市条例第21号）（保健福祉局子育て支援部児童家庭課）

次のとおり、児童館を設置するとともに、京都市神川北児童館及び京都市神川児童館の名称を変更することとしました。

1 児童館の設置

- (1) 京都市上里児童館を京都市西京区大原野上里北ノ町に設置します。
- (2) 京都市久我の杜児童館を京都市伏見区久我東町209番地に設置します。

2 名称の変更

改正前	改正後
京都市神川北児童館	京都市神川児童館
京都市神川児童館	京都市羽束師児童館

上記1(1)及び2の措置に係る改正は平成19年4月1日から、上記1(2)の措置に係る改正は市規則で定める日から施行することとしました。

なお、利用の許可の申請等の準備行為は、上記1(1)及び(2)の措置に係るそれぞれの改正の施行前においても行うことができることとしました。

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年12月28日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第21号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を次のように改正する。

別表第1京都市境谷児童館の項の次に次の1項を加える。

京 都 市 上 里 児 童 館	京都市西京区大原野上里北ノ町
-----------------	----------------

別表第1京都市神川北児童館の項中「京都市神川北児童館」を「京都市神川児童館」に改め、同項の次に次の1項を加える。

京 都 市 久 我 の 杜 児 童 館	京都市伏見区久我東町209番地
---------------------	-----------------

別表第1京都市神川児童館の項中「京都市神川児童館」を「京都市羽束師児童館」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表第1京都市神川北児童館の項の次に1項を加える改正規定は市規則で定める日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用の許可の申請その他京都市上里児童館及び京都市久我の杜児童館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)